

平成30年度 杉並区中小企業資金融資のご案内



杉並区では、区内中小企業者の皆様が事業に必要な資金を有利な条件で借入れできるよう、金融機関と東京信用保証協会の協力により、融資あっせん制度を設けています。この制度は、区が直接融資するものではなく、利子の一部を補給して、皆様の負担軽減を図る制度です。経営の向上にぜひお役立てください。

融資あっせん
申込

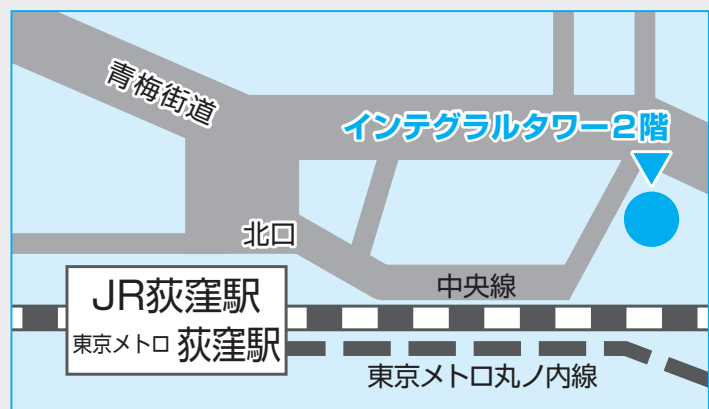
面談予約

問い合わせ

杉並区産業振興センター
就労・経営支援係
月～金曜日(祝日・年末年始を除く)
時間：午前8時30分～午後5時
電話 5347-9182
FAX 3392-7052

〒167-0043
杉並区上荻 1-2-1
インテグラルタワー2階

※車・バイクでの来所はご遠慮ください。



JR中央線・東京メトロ丸ノ内線「荻窪」駅徒歩3分

杉並区 融資

検索



杉並区産業振興センター

制度をご利用いただける方

以下の要件を全て満たしている中小企業者が、制度をご利用いただけます。

中小企業者の規模

小売業 (飲食業を含む)

資本金5千万円以下
または
従業員数50人以下

卸売業

資本金1億円以下
または
従業員数100人以下

サービス業

資本金5千万円以下
または
従業員数100人以下

製造業等 (注1)

資本金3億円以下
または
従業員数300人以下

(注1) ソフトウェア業・情報処理業・建設業・不動産業・運送業・出版業などを含みます。

※ 医療法人は従業員数300人以下

※ 従業員数について、家族従業員、臨時の使用者、会社役員は従業員には含みません。ただし、パート・アルバイト等名目は臨時雇いであっても、事業の経営上不可欠な人員は従業員に含みます。

- 1 杉並区内に主たる事業所（法人の場合は本店登記）を1年以上有する方
- 2 杉並区内において同一の事業を引き続き1年以上営んでいる方
- 3 申込みをする日までに納付すべき住民税（区市町村民税と都道府県民税）及び事業税（法人の場合は法人事業税と法人住民税）を滞納していない方
- 4 信用保証協会の保証対象業種を営んでいる方
- 5 許認可を必要とする業種においては、その許認可を受けている方
- 6 個人の場合には、主たる収入を事業から得ている方

「小規模企業小口資金」「経営安定運転特例小口資金」（小口零細企業保証制度の対象）は、1～6に加えて、以下の7と8の条件を満たしていることが必要です。

- 7 従業員が20人（卸売業・小売業またはサービス業（注2）は5人）以下であること
(注2) 宿泊業・娯楽業については、従業員数20人以下
- 8 今回の申込分の融資を含めて、信用保証協会の保証付き融資合計残高が2,000万円以下であること

なお、各資金種類それぞれの対象要件も必要です。詳しくは「資金種類一覧」をご覧ください。
（「創業支援資金」の場合はご利用できる方の条件が異なります。詳しくは「創業支援資金のご案内」をご覧ください。）

制度をご利用いただけない方

「制度をご利用いただける方」の要件を満たしている場合であっても、以下のいずれかに該当する方は、制度をご利用いただくことはできません。

- 信用保証協会の保証対象外の業種・業態
農林・漁業、遊興娯楽業のうち風俗関連営業、金融業、学校法人、宗教法人、非営利団体（NPOを除く）、中間法人、LLP（有限責任事業組合）等、その他協会が支援するのは難しいと判断した業態
- 杉並区の融資制度による既存融資で延滞がある等、返済が困難な方
- 金融機関から取引停止処分を受けている方
- 借入金の返済（普通資金の借換を除く）、税金の支払い、生活費のための資金として利用する方
- 杉並区暴力団排除条例第2条に定める暴力団、暴力団員、暴力団関係者

	資金の種類	融資対象条件	資金用途	限度額(注1)	表面利率	本人負担率	利子補給率 (区負担利率)	貸付期間(注2) (うち据置期間)	担保及び保証
経営一般に	普通資金	ご利用できる方(2ページ「制度をご利用いただける方」の中小企業者の規模に該当し、以下の条件を満たしていることが必要です) 1. 杉並区内に主たる事業所(法人の場合は本店登記)を1年以上有する方 2. 杉並区内において同一の事業を引き続き1年以上営んでいる方 3. 申込みをする日までに納付すべき住民税(区市町村民税と都道府県民税)及び事業税(法人の場合は法人事業税と法人都民税)を滞納していない方	運 転	3,000万円	2.00%	1.33%	0.67%	運 転 7年以内	金融機関との協議により以下の方法から決まります。 1. 信用保証協会 2. 連帯保証人 3. 担保(不動産担保等)
			設 備					設 備 9年以内	
	借 換 (注3)	(6か月以内) *借換含む場合は7年以内、据置不可							
	短期運転資金	4. 信用保証協会の保証対象業種を営んでいる方 5. 許認可を必要とする業種においては、その許認可を受けている方 6. 個人の場合には、主たる収入を事業から得ている方	運 転	300万円	1.90%	1.27%	0.63%	11か月以内 (1か月以内)	
	小口 小規模企業小口資金 (注5)	ご利用できる方 にあてはまり、以下の条件を満たしている方 1. 従業員が20人(卸売業・小売業またはサービス業は5人)以下であること ※宿泊業・娯楽業については従業員数20人以下 2. 今回の申込分の融資を含めて、信用保証協会の保証付き融資の合計残高が2,000万円以下である方	運 転	2,000万円	1.80%	0.60%	1.20%	運 転 7年以内	
設 備	設 備 9年以内								
						産業経済団体加入者優遇 (注4) 1.13%	0.87%	(6か月以内)	
						産業経済団体加入者優遇 (注4) 1.07%	0.83%		
経営の基盤強化・経営の安定化に	経営基盤強化資金	ご利用できる方 にあてはまり、以下の条件を満たしている方 1. 最近3か月または1年間の売上高が前年の同期と比較して、5%以上減少している方 2. 経済情勢の影響による売上低下に対応し、経営基盤の強化を行う資金が必要な方	運 転	1,500万円	2.00%	0.67%	1.33%	運 転 7年以内	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要です。 小口 小口資金は、小口零細企業保証制度による信用保証協会の100%保証が条件となります。
	設 備	設 備 9年以内							
		(6か月以内)							
	特例資金 経営安定運転特例資金	ご利用できる方 にあてはまり、以下の条件を満たしている方 1. 最近3か月または1年間の売上高が前年の同期と比較して減少している方 2. 経済情勢の急変による売上低下に対応し、経営の安定化を行う資金が必要な方	運 転	700万円	1.90%	貸付日から3年間 0%		7年以内 (6か月以内)	
						貸付日から3年経過後 0.48%	1.42%		
	小口 経営安定運転特例小口資金	小口 の場合は、 1. 従業員が20人(卸売業・小売業またはサービス業は5人)以下であること ※宿泊業・娯楽業については従業員数20人以下 2. 今回の申込分の融資を含めて、信用保証協会の保証付き融資の合計残高が2,000万円以下である方			1.70%	貸付日から3年間 0%			
						貸付日から3年経過後 0.43%	1.27%		
創業・新たな事業展開に	創業支援資金	事業を営んでいない方で、個人または法人として杉並区内で創業しようとする方、または、杉並区内で創業した日から1年未満の方 ・詳細は別紙「創業支援資金のご案内」をご覧ください	運 転	2,000万円	2.00%	0.50%	1.50%	運 転 7年以内	
	新事業展開資金	ご利用できる方 にあてはまり、以下の条件を満たしている方 新分野進出、事業転換、新たな技術・製品・商品・サービスの開発・企業化を行う資金が必要な方 ・詳細は別紙「新事業展開資金のご案内」をご覧ください	設 備					設 備 9年以内	
						住環境と調和した業種優遇 (注6) 0.30%	1.70%	(1年以内)	
						住環境と調和した業種優遇 (注7) 0.67%	1.33%		
						0.47%	1.53%	運 転 7年以内 設 備 9年以内 (6か月以内)	

(注1) 資金の種類ごとにその残高と合わせて限度額まで申込みできます。(注2) 運転設備併用の場合は、7年以内とします。

(注3) 区の融資制度の借換に限ります。必ず事前に取扱金融機関にご相談の上でお申込みください。詳細は5ページ「資金用途について」をご覧ください。

(注4) 東京商工会議所、区内の商店会、杉並産業協会への加入者の場合、利率を0.2%優遇します。

(注5) 杉並区の「小規模企業小口資金」の要件を満たし、かつ、東京都の「小規模企業向け融資(小口)」の要件も満たす方は、区の利子補給と都の信用保証料補助を併用できる場合があります。

(注6) 創業しようとする業種または創業した業種が情報・通信、福祉・介護、健康関連などで区が指定した業種の場合、利率を0.2%優遇します。詳細は別紙「創業支援資金のご案内」をご覧ください。

(注7) 新事業が情報・通信、福祉・介護、健康関連などで区が指定した業種の場合、利率を0.2%優遇します。詳細は別紙「新事業展開資金のご案内」をご覧ください。

○その他、区内の商店会、業種団体向けの「団体資金」、区内の商店会で杉並区の各種商店街補助制度に基づいた事業を行う資金のための「商店街活性化資金」もございます。詳細は別紙「団体資金のご案内」・「商店街活性化資金のご案内」をご覧ください。

○災害を受けた際の対応資金として、「災害復旧特例資金」もございます。(災害発生時に受付期間を設定します。)

小口 小口零細企業保証制度による種類

資金使途について

運 転 資 金	設 備 資 金	
商品・原材料の仕入れ 外注費、人件費 買掛金・支払手形の決済	機械・装置の購入 店舗・事務所等の新・増改築 ソフトウェアの購入 車両の購入（1・4ナンバーの貨物車、タクシー及び業務用特殊車両の車体本体価格と付属備品価格に限る）	器具・備品類の購入 保証金、敷金等

借 換（普通資金のみ）

- ・杉並区中小企業資金融資あっせん制度による融資の借換であること
- ・6回以上元金返済していること、かつ、月々の返済が滞っていないこと
- ・同一金融機関・同一支店における借換であること

納税（消費税を含む）、借入金の返済、生活資金、事業以外の資金は対象となりません。

設備資金申込時の注意点

- ・申込みには見積書（コピー）が必要です。
 - ① 業者の押印があること
 - ② 有効期限内であること（有効期限の記載のないものについては発行後1か月以内）
 - ③ 宛名が申込者であること
 ※設備は区内に設置するものに限り、必要に応じて、図面、カタログ等をお持ちいただく場合があります。
- ・申込金額は見積書の範囲内であり、消費税等の税金や支払い済みのものは対象外となります。また、リース契約や支払い方法を分割とした場合も対象外となります。
- ・建物修繕や外壁工事において、その一部を自己の居住の用に供している場合は、見積書の総額を床面積で按分することがありますので、各床面積を確認できる書類（登記簿謄本のコピー等）を添付してください。
- ・建物修繕や外壁工事において、共有名義の場合は、所有者確認のため登記簿謄本のコピーを添付してください。
- ・車両の購入の場合は、商用車（1・4ナンバーの貨物車、タクシー及び業務用特殊車両）の車両本体価格と付属備品価格が対象です。
- ・個人タクシーの場合は、返済期間4年以内（据置期間を含む）です。

返済方法について

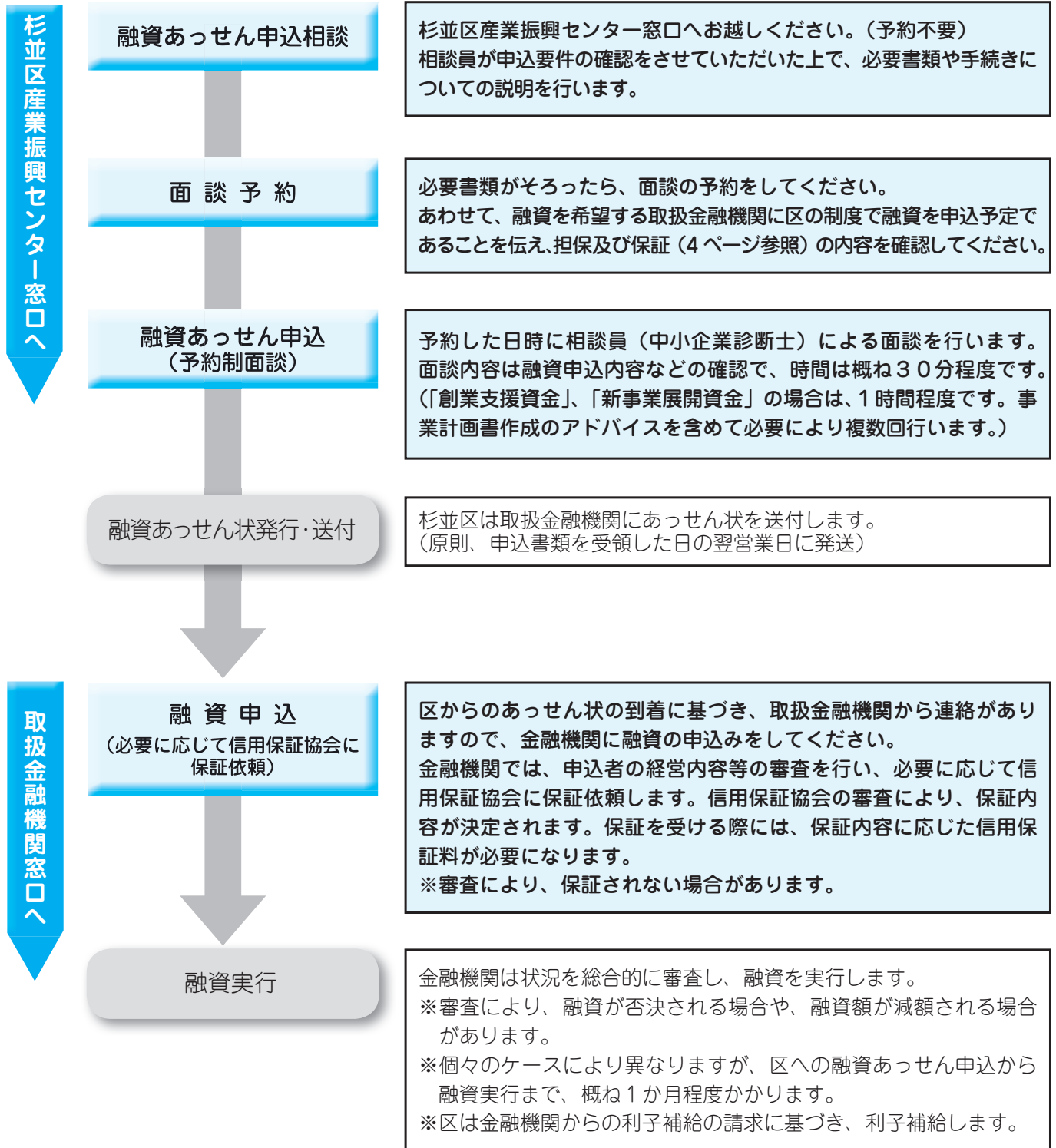
返済方法は「元金均等返済」です。

利子補給を停止する場合について

下記のいずれかに該当した場合、利子補給は停止します。

<ul style="list-style-type: none"> ・事業を廃止したとき ・本店登記を区外に移したとき （個人の場合は、主たる事業所を区外に移したとき） ・一括完済、一部繰上返済をしたとき ・代位弁済を受けたとき（延滞含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・返済条件を変更したとき ・金融機関を変更したとき （同一金融機関で支店変更したときも含む） ・申込内容に偽りがあったとき （申込内容と異なる使い方をしたときなど）
---	--

ご利用（申込から融資実行まで）の流れ



流れのうち、 [] の箇所は、申込みをする方が行う手続きです。

信用保証制度について

★信用保証制度についてのお問い合わせは
東京信用保証協会 新宿支店 ☎03-3344-2251

●東京信用保証協会の信用保証とは

東京信用保証協会は、中小企業者が金融機関から事業資金を借入れる際に、保証人となって企業の信用力を補完することにより借入れを容易にし、企業の育成を金融の側面から支援する公的機関です。個々の保証に際しては、経営者の経営意欲、事業への取組姿勢、事業経歴、資金の使途、返済能力等を総合的に判断して信用保証の可否や保証金額を決定します。

あっせん申込に必要な書類等

	法人		個人	
	提出する書類	注意事項	提出する書類	注意事項
1	<input type="checkbox"/> 融資あっせん申込書(法人用) (第1号様式(乙))	区のホームページからもダウンロード できます	<input type="checkbox"/> 融資あっせん申込書(個人用) (第1号様式(甲))	区のホームページからもダウンロード できます
2	<input type="checkbox"/> 法人税確定申告書と決算書 (コピー)	税務署受付印(※)のある直近分 の法人税確定申告書及び決算書 ※電子申告の場合は「メール詳細」 を添付してください	<input type="checkbox"/> 所得税確定申告書と決算書 (コピー)	税務署受付印(※)のある直近分 の所得税確定申告書及び青色申告 決算書または収支内訳書 ※電子申告の場合は「メール詳細」 を添付してください
3	<input type="checkbox"/> 資金種類該当届と該当届に記入した月別売上高が確認できる資料(残高試算表や売上元帳等) 「経営基盤強化資金」「経営安定運転特例資金」「経営安定運転特例小口資金」を申込み場合のみ (月別売上高が確認できる資料は申込時に確認後、お返しします)			
4	<input type="checkbox"/> 事業計画書(区所定の書式) 「新事業展開資金」を申込み場合のみ			
5	<input type="checkbox"/> 営業許可証・開設届・資格取得証等(コピー) 許認可や資格が必要な業種のみ			
6	<input type="checkbox"/> 見積書(コピー) 資金使途が設備資金の場合のみ ①業者の押印があること ②有効期限内であること(有効期限の記載のないものについては発行後1か月以内のもの) ③宛名が申込者であること			
7	<input type="checkbox"/> 産業経済団体加入を証明する書類(コピー) 「普通資金」「短期運転資金」「小規模企業小口資金」で産業経済団体加入の優遇利率適用を申込み場合のみ (東京商工会議所、区内の商店会、杉並産業協会に支払った直近の会費の領収書、または加入していることを証明できる資料(直近の会員証や名簿など))			
8	<input type="checkbox"/> 情報提供に関する同意書 「小規模企業小口資金」「経営安定運転特例小口資金」を申込み方で東京信用保証協会に保証付融資残高を確認する場合のみ			
	確認する書類 (申込時に確認後、お返しします)	注意事項	確認する書類 (申込時に確認後、お返しします)	注意事項
9	<input type="checkbox"/> 法人実印の印鑑証明書	発行後3か月以内のもの	<input type="checkbox"/> 事業主実印の印鑑証明書	発行後3か月以内のもの
10	<input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書	発行後3か月以内のもの		
11	<input type="checkbox"/> 代表者の住民税の納税証明書	2年度分(下表参照) 領収書でも可。その場合は納税通 知書も一緒に提示してください 非課税の場合は非課税証明書が必 要です	<input type="checkbox"/> 事業主の住民税の納税証明書	2年度分(下表参照) 領収書でも可。その場合は納税通 知書も一緒に提示してください 非課税の場合は非課税証明書が必 要です
12	<input type="checkbox"/> 法人事業税・法人住民税の 納税証明書	最新のもの 領収書でも可 非課税の場合は不要	<input type="checkbox"/> 個人事業税の納税証明書	最新のもの 領収書でも可 非課税の場合は不要
	持参するもの		注意事項	
13	<input type="checkbox"/> 印鑑(実印)	法人は、法人実印 個人は、事業主の実印 申込書類に訂正等があった場合に使用します		

必要に応じて上記以外に書類を提出していただく場合があります。

1、4及び6の書類は、区から取扱金融機関あてのあっせん状とともにご指定の金融機関に郵送します。

申込書一式は、NPO法人杉並中小企業診断士会(杉並区融資受付業務委託事業者)ホームページ <http://sugisin.com/> からダウンロードできます。

住民税の納税証明書または領収書の年度について

申込月	最 新 年 度	前 年 度	納期限は以下のとおりです 【普通徴収の方】 第1期分：6月末日 第3期分：10月末日 第2期分：8月末日 第4期分：翌年1月末日 【特別徴収の方】 翌月10日 ※納期限が休日の場合は、翌営業日が納期限になります
4月～ 7月	平成29年度 (平成28年中所得分)	平成28年度 (平成27年中所得分)	
8月～ 3月	平成30年度最新納期まで (平成29年中所得分)	平成29年度 (平成28年中所得分)	

杉並区中小企業資金融資取扱金融機関

この内容は、平成30年4月1日現在のものです。支店統合等により、年度途中で支店名等が変更になる場合があります。 ※平成30年5月1日に東京都民銀行と八千代銀行が合併し、「きらぼし銀行」になります。

金融機関名	支店名	所在地	電話番号	金融機関名	支店名	所在地	電話番号															
銀行				八千代銀行	笹塚	渋谷区笹塚2-15-2	3376-6211															
みずほ銀行					高円寺	杉並区高円寺南4-27-6	3312-8301															
					烏山	世田谷区南烏山6-3-13	3308-6611															
					石神井	練馬区石神井町3-26-8	3995-1181															
					上石神井	練馬区上石神井1-16-24	3929-8811															
					富士見ヶ丘	杉並区高井戸西2-12-8	3247-1800															
				信用金庫				信用金庫														
三菱UFJ銀行				興産信用金庫	西荻窪	杉並区西荻南2-5-8	3334-9151															
				高円寺	杉並区高円寺南2-22-10	3315-3411																
				東京シティ信用金庫	中野	中野区本町3-11-7	3372-5421															
				芝信用金庫	上井草	杉並区上井草3-31-20	3396-6311															
				東京三協信用金庫	井荻駅前	杉並区上井草1-24-2	3390-4111															
				高井戸	杉並区高井戸東4-8-18	3333-8811																
三井住友銀行				西京信用金庫	中野	中野区本町4-44-13	3383-2511															
					阿佐ヶ谷	杉並区梅里2-18-10	3312-8111															
					南中野	中野区弥生町4-24-1	3381-8176															
					上井草	杉並区井草5-6-6	3395-2171															
					西荻窪	杉並区西荻北3-16-6	3395-2611															
					本店	中野区中野2-29-10	3384-3775															
				りそな銀行				西武信用金庫	本町通	中野区中央3-1-1	3362-1231											
									阿佐ヶ谷	杉並区阿佐ヶ谷北4-23-7	3337-3221											
									荻窪	杉並区荻窪5-28-16	3393-1521											
									浜田山	杉並区浜田山3-26-16	3313-8201											
									久我山	杉並区久我山4-2-2	3332-3301											
									杉並営業部	杉並区上荻4-29-15	3301-7111											
阿佐ヶ谷南	杉並区阿佐ヶ谷南3-32-18	3391-7111																				
西荻窪	杉並区西荻南3-8-6	3335-7111																				
下井草	杉並区井草1-1-1	3394-2311																				
荻窪西口	杉並区上荻1-16-4	3220-2111																				
りそな銀行									城南信用金庫	中野	中野区中央5-16-1	3381-7136										
										高円寺	杉並区高円寺北2-41-21	3330-3211										
				桜上水	世田谷区桜上水2-6-4	5374-8821																
				八幡山	杉並区上高井戸1-1-11	3329-1021																
				下高井戸	世田谷区松原3-30-8	3321-4155																
				代田橋	世田谷区大原2-27-31	3328-0151																
りそな銀行				昭和信用金庫	上北沢	世田谷区上北沢3-32-13	3302-8111															
					桜上水	世田谷区桜上水4-17-2	3329-3241															
					群馬銀行				世田谷信用金庫	永福町	杉並区和泉3-6-3	3322-4181										
										千葉銀行				東京信用金庫	下井草	杉並区下井草2-44-3	3396-7351					
															東京都民銀行				信用組合			
																			山梨中央銀行			
堀ノ内	杉並区堀ノ内3-3-15	3311-1141																				
荻窪	杉並区上荻1-19-9	3391-1931																				
富士見台	練馬区富士見台2-18-5	3999-7163																				
東日本銀行				大東京信用組合																		
								東日本銀行														

支店数（銀行49 信用金庫32 信用組合4） 合計85